

3 子どもの意見表明・参加の促進

(1) 子どもの意見表明・参加の現状と課題

ア 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書から

報告書によれば、子どもの参加意欲に関しては、学校の生活等について機会があれば発言してみたいと「思う」「まあ思う」と回答した子どもは 49.3%であり、3年前の調査 37.8%と比較すると、11.5ポイント上昇し、約3人に1人だった割合から2人に1人の割合へと大きく前進している。地域の環境や活動について自分の意見を発言してみたいと「思う」「まあ思う」と回答した子どもも 43.7%であり、3年前（36.9%）と比較して 6.8ポイント上がった。

こうした子どもの参加意欲の向上は、発言したいと思わない理由で、以前は多かった「意見を言ってもきいてくれない」（10.2%）「学校生活に期待していない」（10.9%）といった「あきらめ」層の減少と結びついていると思われる。「話し合うための必要な情報がない」（19.9%）「話し合う方法がわからない」（14.5%）といった参加意欲を掘り起こす潜在的な意識に対応することが求められている。

このような川崎市の子どもの参加意欲の向上は、「自分のことが好き」「まあ好き」という自己肯定感が、72.9%（実態・意識調査報告書から）という高さに支えられていると思われる。

参考までに、日本青少年研究所が2006年3月に出した「高校生の友人関係と生活意識」調査の結果によると、「自分自身」について「とても満足」している高校生は、日本の場合 6.3%、アメリカの高校生は 34.1%、中国の高校生は 15.6%である。「まあ満足」を加えても、日本は 43.4%であり、アメリカは 83.3%、中国は 67.8%である。また、同研究所が2002年11月公表した日本の「中学生の生活意識調査」では、「自分に大体満足」している中学生は、1990年当時の調査で 47.2%あったのに対し、2002年には 35.7%と10ポイント以上落ち込んでおり、日本の子ども全体の自己肯定感の低下が懸念されている。

川崎市の子どもの自己肯定感が高い一方で、おとなや職員は、子どもの参加に消極的な意識がうかがえる。子どもの「参加する権利」について「大切だと思う」という職員の回答は 3.5%にとどまり、「自分で決める権利」「参加する権利」ともに前回調査を約5ポイント下回っている。また、「学校の生活について話し合う場に子どもが参加することが必要だ」と「思う」回答をしたおとなは、前回に比べて、48.6%から 42.7%に、職員も 45.4%から 36.0%と下がっている。

また、「学校生活に関わることについて発言してみたい」と「あまり思わない」「思わない」と回答した子ども（50.5%）の理由としては、相変わらず「めんどくさいから」（54.8%）、「目立ちたくないから」（22.9%）が多く、学校生活の中での子どもの参加意欲の喚起が望まれる。

このような実態・意識状況のなかで、なぜ今、子どもの参加が重要かという子どもの参加の意義について、認識をさらに深める努力が求められている。また、子どもの参加には、おとなの働きかけが不可欠であり、おとな側の力量の底上げ、子どもの参加を支援するサポーターの養成や研修等、子どもの参加の支援をより充実させることが必要になっている。

イ 意見表明・参加を中心とした行動計画の進捗状況から

学校において子どもの参加を促進するためには、子どもが学校を居場所であると思えることが大切である。このためにも、条例に位置付けられている学校教育推進会議をさらに充実させることや、学校運営協議会を設置する場合でも、学校づくりにおいて子どもをパートナーとして位置付け、子どもの意見表明・参加を進める体制を整える必要がある。

学校評価の評価指標の設定にあたっては、単に学習の到達度など子どもに対する試験の結果等の数値に頼ることなく、子どもの参加意欲や自己肯定感などの指標を設定するなどの工夫が求められる。また、教職員に加えて子ども・保護者・住民の参加により学校の自己評価を行うなど、子どもとおとな、教職員のパートナーシップによる学校づくりが求められる。

学校での子どもの処遇にあたっては、適正な手続きの確保や改善を進める必要があり、その場合においても子どもにふさわしい環境のなかで、子どもの意見表明・参加が保障されることが重要である。

保育園では、保育推進会議を施行したことによって、職員の聴く力や言葉以外の子どもの自己表現を受け止める力の養成等、子どもの参加を支えるおとなの役割の重要性が見えてきた。

地域での子どもの居場所である子ども夢パークやこども文化センターなどについては、運営への子どもたちの参加が進んでいる状況がうかがえるが、さらに子どもの参加が進むよう工夫を期待する。

川崎市子ども会議や地域教育会議などで進める子ども会議においては、さらに子どもの意見表明・参加を促進するためのサポーターの養成の拡充が求められる。

(2) 子どもの意見表明・参加の促進の視点

ア 居場所づくりにおける子どもの参加への支援

子どもが利用するあらゆる施設は、子どもの意見が尊重され、子どもが直接参加していくことによって、子ども固有の居場所となる。

特に学校において、子どもの参加を土台とした「共に学び支えあう学校」づくりを進める必要がある。子どもの能動的な参加活動の促進と子どもの自己肯定感の向上を図ることは、子どもの人間的な自立、自己実現にとって不可欠な実践であり、子どもが権利学習などをとおしてエンパワメントされ、日常的なあらゆる学校活動において受身になることなく、主体的、能動的に子どもが参加できるよう支援していくことが求められている。このような土台を形成しつつ、学校教育推進会議を発展させていくことが肝要である。

また、おとなが子どもの意見表明・参加を支援する場合の実践的な課題の一つは、乳幼児期の子どもの意思や人間的欲求などを受け止める力、「聴く力」をつけることである。その意味でも、保育推進会議への子どもの意見表明・参加についての意義を確認し地域に広げていくことが求められる。

イ 市政・まちづくりにおける子どもの参加への支援

子どもは市民として、まちづくりに参加する権利があり、誰もが住みやすいまちづくりを進

めるためにも子どもの意見は重要である。子どもの権利条例に基づき設置された川崎市子ども会議等をとおして、子ども固有の視点や意見が市政やまちづくりに生かされるよう努める必要がある。

また、さまざまな取組をとおして、子どもにも「自分たちでまちを変えていくことができる」という実感を持ってもらうことが重要である。そのためにも、子どもの声を聴き、子どもが社会の問題と結びつけて自らの能力を発揮できるような支援ができる人材の育成が望まれる。

ウ 子ども遊びや文化活動など、自己表現活動への条件整備

子どもは遊びや文化的な活動をとおして成長し、自己実現をしていく。そのような自主的な自己表現活動の場を提供したりする等、子どもの遊びや文化的な活動を支援していく必要がある。遊びや文化的な活動をとおして、子どもの主体的な参加意識や行動を促進するスタッフを養成するなどの条件整備が求められている。

エ 子どもの意見表明・参加による適正手続きの確保

特にいじめや暴力等、子どもの事件に対処するための子どもの処遇においては、例えば加害者の立場に置かれた子どもに対しても「分離」「隔離」による対応に依存するのではなく、子どもの尊厳を守り、権利が尊重されるなかで、子どもの意見表明・参加を保障するなど適正な手続きを確保する必要がある。

なお、「1 子ども相談・救済の充実」でもふれたように、相談・救済についても、子どもの意見表明・参加の視点からの捉え直しが重要であり、子どものSOS発信そのものを子どもの意見表明と認識し、子どもを「救済の対象」から「解決の主体」へと位置づけて子どもの相談・救済の充実を図っていくことが大切である。

(3) 子どもの意見表明・参加における重点的取組への提言

ア 子どもへの支援

- (a) 子どもが利用する施設の運営において、子どもによる年間主要行事の企画・運営への参加、おとなの運営組織への子どもの参加等を促し、子どもの意見表明・参加をさらに促進するよう努める。
- (b) 学校における子どもの意見表明・参加の促進するために、次のような工夫をする。
授業や課外活動等、日常の教育活動の中で子どもの参加の促進に努める。
学校運営における子どもの参加に関しては、学校教育推進会議に関する情報提供を充実し、開催回数も考慮し、会議運営において子どもが意見を言いやすいよう配慮する。
- (c) 川崎市子ども会議を活性化し、行政区子ども会議や中学校区子ども会議等との効果的な連携を図るなど、まちづくりへの子どもの意見表明・参加を促進する。
- (d) 地域において子どもの自発的、文化的、社会的活動が進むよう情報の提供など条件整備に努める。
- (e) 子ども同士の権利侵害事案への対処にあたっては、それぞれの子どもの最善の利益の

確保の原則に基づき適正な処遇に努める。

イ 個別の支援を必要とする子どもへの支援

- (a) 児童養護施設などで生活している子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、障がいのある子ども、不登校の子ども等、個別に支援を必要としている子どもの居場所の確保にあたっては、子どもの意見表明・参加を図るための情報提供などサポート体制の整備をさらに進める。
- (b) 乳幼児期の子どもは、言葉では思いや意思を十分に伝えられないため、言葉による表現以外の子どもの自己表現を受け止める力の養成など職員研修の強化を図る。また、乳幼児期の子どもの意見表明・参加の意義について、保護者等おとなの理解が進むよう、保育士の取組や保健福祉センター活動を充実させる。

ウ 子どもの権利保障の担い手への支援

- (a) 子どもの意見表明・参加の意義やその支援のあり方などについての啓発に努める。
- (b) 子どもが利用する施設の職員が、子どもの意見表明・参加への支援についての認識と実践力を向上できるよう施設管理者へ働きかける。
- (c) 学校運営において、子どもの意見表明・参加についての教職員の意識が向上し、子どもの意見表明・参加を支援する実践が進展するよう、情報提供を充実させるとともに研修の機会を確保する。
- (d) 学校の運営評価にあたっては、教職員に加えて子ども・保護者・住民の参加による学校の自己評価を行うよう努める。
- (e) 学校教育推進会議や保育推進会議における子どもの意見表明・参加の成果を確認し共有する。
- (f) 子どもの意見表明・参加を支援するサポーターの養成及び研修、実践交流に努める。